

滑川市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱

平成元年 6 月 23 日

告示第 69 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号及び滑川市農業集落排水処理施設条例（平成 6 年滑川市条例第 20 号。以下「農排条例」という。）第 3 条に規定する本市の処理区域内において、くみ取り便所等を水洗便所等に改造する者に対し、改造するために要する資金（以下「改造資金」という。）の融資あっせん及びこれに伴う利子補給金の交付を行い、もって、水洗便所等の普及及び環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(融資あっせん対象工事)

第 2 条 改造資金の融資のあっせんは、次の各号の一に該当する工事（以下「改造工事」という。）とする。

- (1) し尿を公共下水道又は農業集落排水施設（以下「下水道等」という。）に直接排除できるようにするため、既存のくみ取り便所を水洗便所に改造するための工事
- (2) 既存のし尿浄化槽を廃止して、し尿を下水道等に直接排除できるようにする工事
- (3) 前 2 号の場合で、同時に雑排水を下水道等に直接排除できるようにする工事

(融資のあっせんを受けることができる者)

第 3 条 改造資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次の第 1 号から第 4 号までの各号に掲げる要件を備えている者及び第 5 号に該当する者とする。ただし、法人等が所有する施設に係る改造工事については、融資あっせんの対象としないものとする。

- (1) 改造工事を行った家屋の所有者又は改造工事について所有者の同意ある家屋の使用者
- (2) 自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難である者
- (3) 市税並びに下水道事業受益者負担金及び農業集落排水分担金を滞納していない者
- (4) 融資を受けた改造資金の償還について十分な能力を有する者
- (5) 町内会が所有し、又は使用する公民館等に係る改造工事を行った当該町内会又はその代表者

2 市長は、前項の要件を備えた者に対し、市長の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に融資のあっせんを行うものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めた者については、この限りでない。

(融資の条件等)

第 4 条 市長が改造資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資のあっせん額は、改造工事一件につき 150 万円以内において市長が定める額とする。
 - (2) 融資期間は 5 年以内とし、融資金の償還は取扱金融機関の定める方法によるものとする。ただし、償還期日前においても繰上償還をすることができる。
- 2 前項に規定するほか、融資のあっせんの条件に関し必要な事項は、市長と取扱金融機関とが協議して定めるものとする。

(融資あっせんの申込み)

第5条 改造資金の融資のあっせんを受けようとする者は、滑川市下水道条例（平成元年滑川市条例第10号。以下「下水道条例」という。）第5条の規定による排水設備計画の確認申請書又は農排条例第4条第2項の規定による排水設備の承認申請書の提出時に、滑川市水洗便所等改造資金融資あっせん申込書により申し込まなければならない。

(融資あっせんの決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申込を受けたときは、融資あっせんの適否及びあっせん額を決定し、滑川市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項のあっせん額と下水道条例第6条又は農排条例第4条第2項に規定する完了届の精算額に差を生じたとき、その他特別の事情により市長があっせん額の変更についてやむを得ないと認めたときは、当該あっせん額を変更することができる。この場合、その旨を滑川市水洗便所等改造資金融資あっせん変更決定通知書により当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の通知と同時に、取扱金融機関に対して滑川市水洗便所等改造資金融資（変更）依頼書により通知するものとする。

(融資の時期等)

第7条 市長は、前条第1項若しくは第2項に規定する決定通知を受けた者が、条例第6条に規定する検査に合格した場合、直ちに取扱金融機関に検査済通知を行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の通知に基づき、速やかに当該申込者と所定の手続きを行い改造資金の融資を行うものとする。

(融資状況の報告)

第8条 取扱金融機関は、前条第2項の規定に基づき融資を行った時は改造資金融資報告書により毎年市長に報告しなければならない。

(利子補給)

第9条 市長は、第7条第2項の規定により取扱金融機関から改造資金の融資を受けた者で、法第11条の3第1項に規定する期間内に改造工事を行った者又は市長が相当の理由があると認めた者に対し、利子補給金を交付するものとする。

- 2 前項の利子補給金の額は、改造資金の融資を受けた者が取扱金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く。）のうち、貸付利率を年2.0パーセントとして計算して得た額に相当する額を限度とする。
- 3 利子補給の期間は5年を限度とし、利子補給金の交付時期は市長が別に定める。

(利子補給金交付申請)

第10条 利子補給金の交付申請は、滑川市水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書に次の

各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに行わなければならない。

- (1) 取扱金融機関の発行する貸付報告書
- (2) 取扱金融機関の発行する支払予定利子計算書
- (3) 前2号の掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(融資あっせんの取消し及び利子補給の打切り等)

第11条 市長は、融資あっせんの決定及び利子補給金の交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、その決定の取り消し、利子補給の打切り及び既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で融資を受けたとき。
- (2) 第4条第2号に規定する償還を行わなかったとき。
- (3) 融資金又は利子補給金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他正当な理由がないのに融資の条件に違反したとき。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月31日告示第25号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。